

# 1. 整備関係

## (1) 商法改正（会社分割制度）に伴う道路運送車両法の一部改正について

国自整第28号

平成13年 3月14日

関東運輸局整備部長 殿

自動車交通局技術安全部

整備課長

標記について、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成12年5月31日法律第91号）により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の一部が別添のとおり改正され、平成13年4月1日から施行されるので了知されるとともに、その取扱いに当たっては遺漏のないようにされたい。

四十一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

改正案	現行
<p>(相続、合併及び分割)</p> <p>第八十二条 自動車分解整備事業者について相続、合併又は分割（自動車分解整備事業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、被相続人の死亡後三十日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により自動車分解整備事業を承継した法人は、自動車分解整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により自動車分解整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から三十日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。</p>	<p>(相続及び合併)</p> <p>第八十二条 自動車分解整備事業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、被相続人の死亡後三十日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、自動車分解整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。</p> <p>2 (同左)</p>

# 商法改正（会社分割制度）に伴う道路運送車両法の一部改正について

～商法の一部を改正する法律（会社分割制度）が平成13年 4月 1日から施行されます～

## I. 会社分割制度の概要について

### 1. 背景

会社が効率化を図り、その競争力を高めるためには、会社の営業を新たに設立する会社又は既存の会社に承継させる「会社分割」を行って会社組織を再編することが必要であるため、以前にはなかった会社分割の制度を商法に新設し、もって会社組織の再編の容易化を図るものです。

### 2. 制度の内容

#### (1) 会社分割制度

会社分割の形態には、分割により設立した会社に営業の全部又は一部を承継させる新設分割と、既存の他の会社に営業の全部又は一部を承継させる吸収分割があり、商法にそれぞれの形態を創設しました。

－営業の全部又は一部とは－

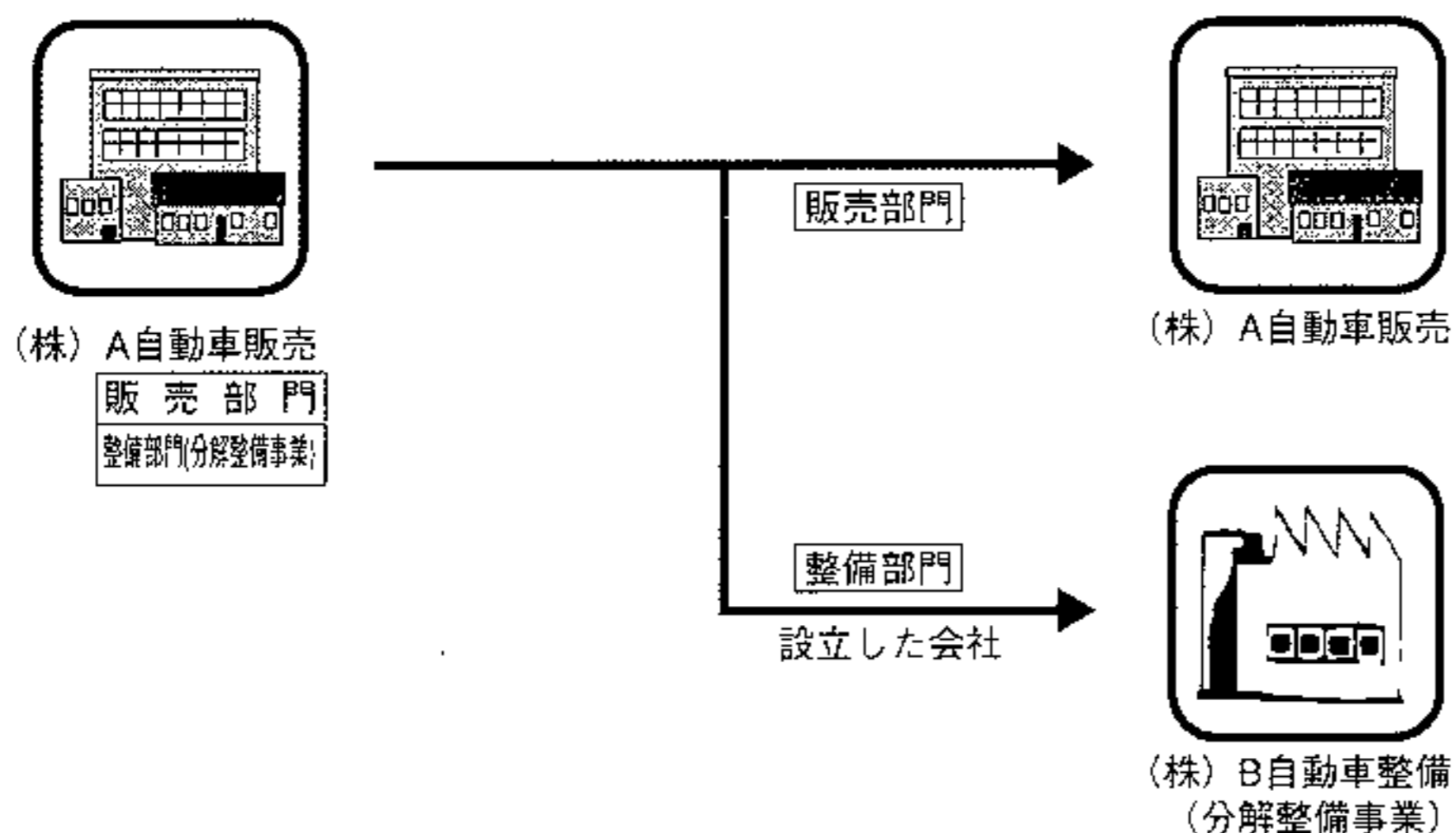
営業とは、一定の営業目的のために組織化され有機的一体として機能する財産をいいます。

会社分割は「営業」を他社に承継させるものですから、営業の一部とは、当該会社が複数の営業を有している場合の一部など、それ自体が独立した営業としての内容を備えているものを指します。

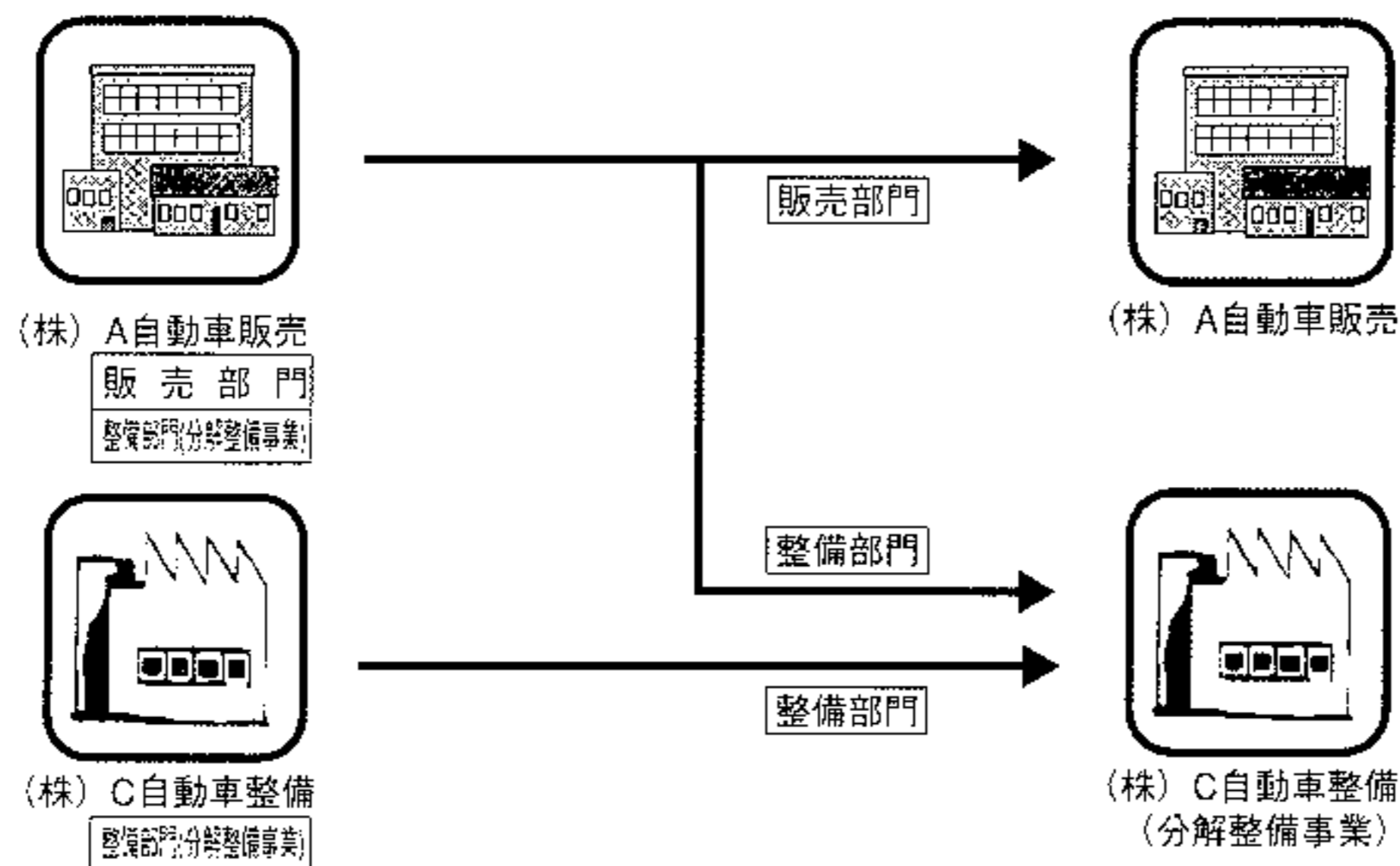
営業の全部とは、営業内容が一種目あっても多種目あっても、その全てを指します。

～会社分割の形態一例～

#### ① 新設分割



## ② 吸収分割



### (2) 分割の手続

①分割計画書（新設分割の場合）又は分割契約書（吸収分割の場合）の作成



②分割計画書等の事前開示



③分割計画書等の株主総会の特別決議による承認



④反対株主の株式買取請求権



⑤債権者保護手続



⑥分割の登記

### (3) 分割の効果

分割により設立した会社等は、分割計画書等に定めるところにより、分割した会社の権利義務を包括的に承継する。

注：分割の効果は、登記によってその効果が生じます。

### (4) 分割無効の訴え

分割手続等に瑕疵があった場合等には、株主等には、分割無効の訴えを提起することができます。

## Ⅱ. 道路運送車両法の改正内容

### 1. 車両法における分割制度導入の必要性

道路運送車両法においては、自動車分解整備事業を經營しようとする者については事業場ごとに認証を受けなければならないとする事前規制をかけており、今まで事業の譲渡、合併、相続といった事業主体の変更が生じる場合に備え、車両法上に地位の承継を設けています。今回、新たに創設された会社の「分割」は、これらの事業主体の変更事由に新たに該当することになるので、車両法上に必要な整備をしました。

### 2. 事業主体の変更に係る規定の概要

車両法上、自動車分解整備事業の合併や譲渡による地位承継を認める規定がされ、その場合には事後届け出を求めています。この理由は、社会的に影響が限定されている等事業の性格からして、新たに認証といった厳重な規制を係らしめる必要はないのですが、合併後存続する法人、譲受者を把握し、これらの者について必要な改善命令や認証の取消を行うことができるようにするためです。

会社分割の規定をするに当たっては、分割は事業主体の変更の一形態なので、原則、合併、譲渡における事業主体の変更に対する規定と同等の規定を設けることが適当なので、分割後事業を営む法人にも地位承継を認め、その場合には事後届出が必要である旨を規定しました。

道路運送車両法改正条文（下線部分が改正箇所）

（相続、合併及び分割）

第82条 自動車分解整備事業者について、相続、合併又は分割（当該自動車分解整備事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二以上ある場合において、被相続人の死亡後三十日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により自動車分解整備事業を承継した法人は、自動車分解整備事業者はこの法律の規定による地位を承継する。

## Ⅲ. 会社分割による事後届出について

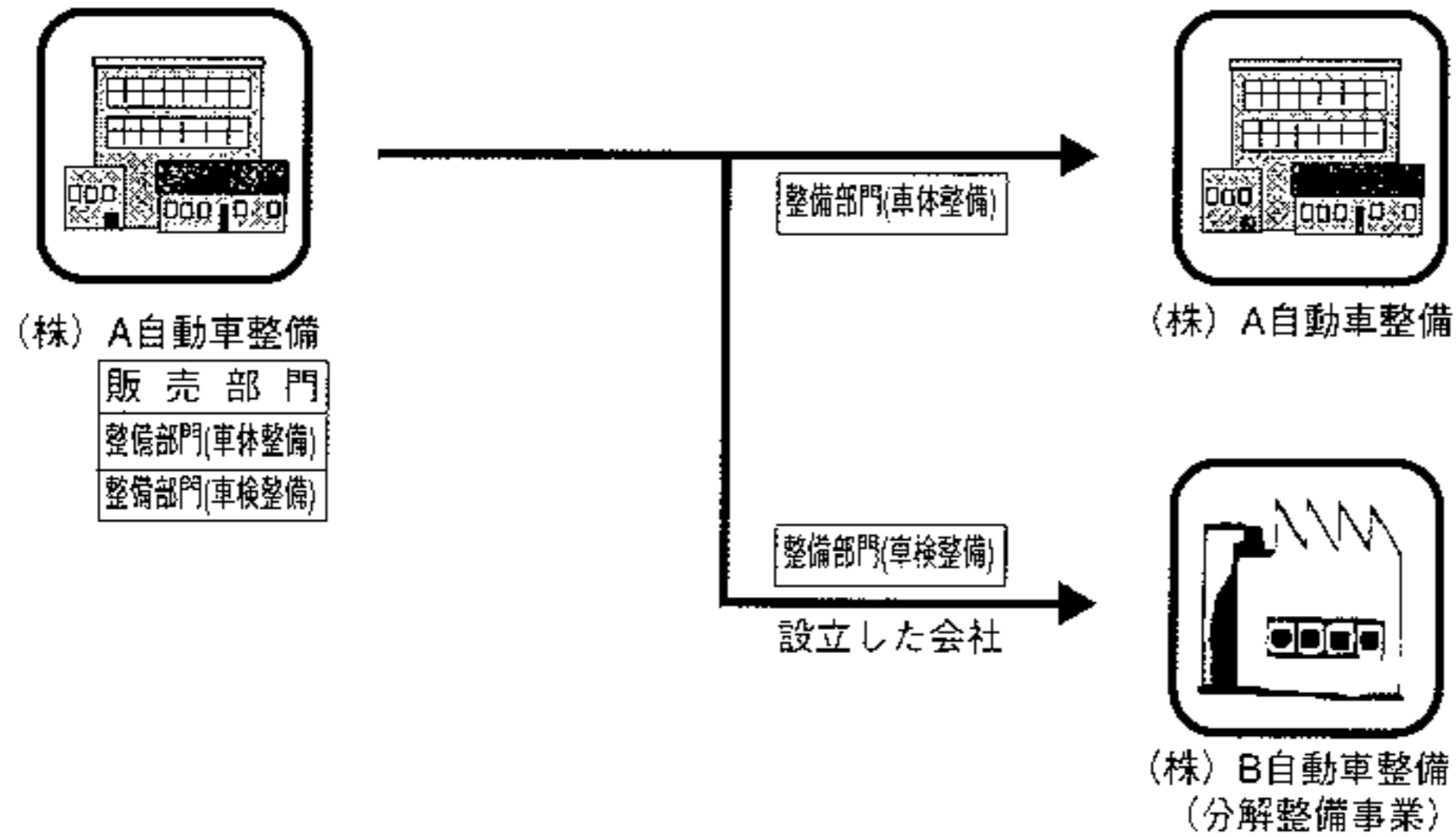
### 1. 分割による届出

自動車分解整備事業を承継した法人から、車両法第81条の変更届出事項のうち変更があった事項について届出されます。

### 2. 事後届出における注意点

会社の分割によっては、自動車整備事業の主体であった法人についても分割が行われる可能性があります。この場合、新設分割にせよ、吸収分割にせよ、自動車整備事業であった会社が複数の会社に分割されるため、そのいずれかの会社が分割後の事業主体であるか（分解整備事業の権利義務を承継したか）確認しなければなりません。

～会社分割の形態一例～



注：分解整備事業を分割することは出来ません。

つまり、商法上の規定では、分割契約書または分割計画書の商法上の記載事項として、車両法上の権利義務に関する事項を盛り込んでないことから、これらの書類から確認することはできません。分割による変更届出において罰金が科されているため虚偽届出がなされる可能性は低いと考えられますが、届出の際に疑似が生じたならば、届出者に対して、必要な報告等をさせ、確実に分割後の主体となっているか確認することが必要です。

その他については、事業譲渡と形態が似ているので、事業譲渡に準じた処理を行えばよい。